

岡行第55号
平成27年4月27日

岡山市監査委員様

岡山市長 大森雅夫

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- | | |
|----------------|-----|
| ・ 平成19年度包括外部監査 | 3項目 |
| ・ 平成20年度包括外部監査 | 2項目 |
| ・ 平成21年度包括外部監査 | 3項目 |
| ・ 平成23年度包括外部監査 | 1項目 |
| ・ 平成24年度包括外部監査 | 6項目 |
| ・ 平成25年度包括外部監査 | 4項目 |

以上

平成19年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成27年2月28日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	項目		指摘等内容	措置内容
1	環境事業課	ごみ収集業務委託契約	委託化の推進について	財政難にある市において、コスト削減、効率的な事業進行を図るため、直営地区の縮小化、委託化を進める検討を開始すべきと考える。	<p>現在、直営収集における職員一人当たりの収集量を民間並みに高めるため、新岡山市行財政改革大綱(新・短期計画編)及び岡山市職員採用中期計画に基づいて退職者不補充を実施し、収集事業所の技能労務職正規職員は平成21年度の211人に対し平成26年度は173人と、5年という期間で約2割にあたる38人の減員を行っている。今後も再任用職員の活用などにより効率化に努めていく。</p> <p>業務改善計画を策定し、直営の効率的な収集体制を構築するため、平成26年9月末で資源事業所を廃止し、収集体制を再編した。加えて、平成27年度からは直営地区的粗大ごみ収集業務を民間委託とし、季節変動がある業務の効率化によりコスト削減を行う。</p> <p>収集業務の全面委託はコスト面のみでは有利だが、収集業務のサービスレベルを維持しながら委託業務を市が管理できる体制を維持するためには、また、災害時の機動的で柔軟な対応のためには直営収集事業所の保有は必要と考えられる。</p>
2	環境施設課	ごみ処理施設管理運営委託契約	委託業務範囲について	施設により直営と委託の混在があり、今後の委託の範囲の拡大化も視野に入れて検討することが望まれる。	<p>焼却施設については長期包括運営委託の導入を計画しており、業務改善計画のなかで、当新田環境センターを最優先とし、東部クリーンセンターを次候補としている。</p> <p>当新田環境センターについては、導入後の受入体制について関係団体との協議が整い、長期包括運営委託に向けたアドバイザリー業務委託を実施し、平成27年度中に運営事業者を募集し、決定する。</p> <p>当新田環境センターの長期包括運営業務委託は、平成28年度から実施する。</p>
3	医療政策推進課 (市民病院)	電話交換業務委託	院内体制の整備による競争入札の導入について	市立市民病院における電話交換業務委託契約において、昭和45年より長年随意契約が続けられている。クレーム対応等が随意契約理由となっているが、院内体制の整備をすることで、競争入札が可能になると考える。	<p>平成26年度の法人化とともに、危機管理室を設置し意見・要望・苦情対応手順の見直しを行なった。</p> <p>また、平成27年度開院の新病院においては、公募型プロポーザル方式により受託事業者の募集を行った。</p>

平成20年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成27年2月28日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	指摘等内容	措置内容
1	環境事業課	<p>1. 岡山市の家庭ごみ収集事業の可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみに関する収集量1人当たりの試算収集量は、岡山市の直営の場合が約435トン、外部委託の場合が約740トンと大きな差異がある。</p> <p>2. 平成20年6月改定の新岡山行財政改革大綱(短期計画編)が、家庭ごみ収集事業(直営)の見直しとして、「職員1人当たりの収集量を民間並に高めるため収集体制を見直し、より適正な人員配置を行う。また、再任用職員活用などにより経費の削減に努める。」としている内容は抽象的には妥当であるが、具体的に現在の外部委託並みの効率化を達成するためには直営部門の職員数を35パーセント削減する必要があり、現在の進捗速度ではこの実現は困難である。</p> <p>3. 岡山市において現在直営としている区域のごみ収集事業を全部委託化したと仮定した場合の経費の改善額は882,000千円程度と見込まれる。</p> <p>4. ごみ収集事業については全部を委託化している都市例もすでにあり、岡山市においても全面委託化が長期的には人材確保のための有効な手段であるというように発想を転換すべきである。岡山市の財政状態及び今後予想される人材難からは、果たして公務員でなければ出来ない事務事業なのか、それとも合理的な理由なく、直営が漫然と継続していないかについての真剣かつ迅速な再検討が必要である。但し、委託化については、コスト面のメリットのみに囚われてはならず、最も重要なことは、長期的な視野で市が委託を管理可能な体制の維持を図ることである。</p>	<p>職員1人当たりの収集量を民間並みに高めるため収集体制を見直し、退職者不補充を行ってきた。収集事業所の技能労務職正規職員は平成21年度の211人に対し平成26年度は173人と、5年という期間で約2割にあたる38人の減員を行っている。今後も再任用職員の活用などにより効率化に努めていく。</p> <p>業務改善計画を策定し、直営の効率的な収集体制を構築するため、平成26年9月末で資源事業所を廃止し、収集体制を再編した。加えて、平成27年度からは直営地区の粗大ごみ収集業務を民間委託とし、季節変動がある業務の効率化によりコスト削減を行う。</p> <p>収集業務の全面委託はコスト面のみでは有利だが、収集業務のサービスレベルを維持しながら委託業務を市が管理できる体制を維持するためには、また、災害時の機動的で柔軟な対応のためには直営収集事業所の保有は必要と考えられる。</p>
2	環境施設課	<p>4. ごみ収集事業については全部を委託化している都市例もすでにあり、岡山市においても全面委託化が長期的には人材確保のための有効な手段であるというように発想を転換すべきである。岡山市の財政状態及び今後予想される人材難からは、果たして公務員でなければ出来ない事務事業なのか、それとも合理的な理由なく、直営が漫然と継続していないかについての真剣かつ迅速な再検討が必要である。但し、委託化については、コスト面のメリットのみに囚われてはならず、最も重要なことは、長期的な視野で市が委託を管理可能な体制の維持を図ることである。施設に関して当該専門業者と同水準の知識を持つ職員がいなければ、委託業者の言いなりとなってしまう危険がある。現時点では専門知識を有する職員がいるが、今後その職務を担うべき20～30代の技師出身の職員数は僅かであり、このような専門的知識の蓄積は長期間が必要であることを考えると、現在の岡山市の体制には不安が残る。知識の蓄積に相当程度の時間を要する業務については、長期的な視野に立ち、人員の採用と教育を行い、委託を管理可能な体制の維持を担保しなければならない。</p>	<p>焼却施設については長期包括運営委託の導入を計画しており、業務改善計画のなかで、当新田環境センターを最優先とし、東部クリーンセンターを次候補としている。</p> <p>当新田環境センターについては、導入後の受入体制について関係団体との協議が整い、長期包括運営委託に向けたアドバイザリー業務委託を実施し、平成27年度中に運営事業者を募集し、決定する。</p> <p>当新田環境センターの長期包括運営業務委託は、平成28年度から実施し、委託の管理可能な体制の維持については、長期的な視野に立ち、専門的知識を有した職員の養成に努めていく。</p>

平成21年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成27年2月28日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	団体名	指摘等内容	措置内容
1	観光コンベンション推進課	(財)岡山市建部町観光公社	(4)自主事業 観光物産育成、観光宣伝、特産物加工場を行っており、自主事業の収入は9,801千円(自主事業比率6.7%)と少ないので、さらなる自主事業を検討すべきである。	平成27年3月末で、建部町温泉会館の指定管理業務が終了し、翌4月から新たな温泉施設「たけべ八幡温泉」の指定管理業務が始まる。その施設の管理運営の中で、自主事業と位置づけられている飲食提供業務や宿泊業務を行う。
2	市街地整備課	岡山都市整備(株)	(10)コンプライアンス コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。	「コンプライアンス規程」(内部通報制度も含む)及び「企業行動規範」を整備。(平成26年10月6日開催取締役会)
3	市街地整備課	岡山都市整備(株)	(11)文書管理 文書管理規程、事務処理規定はないので、策定すべきである。	「文書管理規程」「契約規程」「随意契約締結に関する規程」を整備。(平成26年10月9日開催取締役会) 「職務権限規程」「稟議規程」「印章管理規程」を整備。(平成27年1月30日開催取締役会)

平成23年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成27年2月28日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容	
1	医療政策 推進課 (市民病 院)	入院収 益、外来 収益	(1)マニュアルの整 備	<p>滞納者への催告手続き等に関するマニュアルが存在していない。医事課担当者が次の担当者への引継ぎのために現在作成しているものはあるが、病院内の職員全員に対して通常実施される業務手続きとして規定されているものではない。</p> <p>これらを整備する場合において、条例等に組み入れるときは議会承認が必要となるが、病院内での通常のマニュアルということであれば医事課責任者若しくは病院長で承認ができる。</p> <p>マニュアルは初心者や未経験者が、一の業務を適切に行うための方法や基準を解説した文書である。また、病院事務は市役所における他の事務事業に比べて専門性が高い点で特殊である一方、職員が異動するのは通例なので、ノウハウを蓄積する必要性は高いと思われる。よって、正式な病院内のマニュアルとして整備する必要がある。</p>	<p>滞納者への催告手続き等に関するマニュアル、指針を平成27年2月27日付で整備した。</p>

平成24年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成27年2月28日現在で改善措置を講じた事項

(指摘事項)

番号	所管課	対象案件	指摘の内容	措置内容
1	都市計画課	都市計画公園中島公園用地	中島公園用地のうち、数箇所はポールがなく入口が解放されており、正規貸付手続を経ずに、無断で駐車されている。また、ポールを立てていたにもかかわらず取り外されて駐車されている箇所もある。 土地開発公社保有地を民間に利用させるのであれば、貸付契約を交わしたうえで、正式に貸付財産として管理することが必要である。	公社保有地が無許可で利用されないよう、引き続き管理の徹底を図る。 また、その一環として公社保有地の一部について、H27年1月から公社が地元住民を対象に自動車保管場所として有償で貸付を行っている。
2	中区総務・地域振興課	元御成町公園用地	土地のうち、倉庫の所有者(隣接地所有者とは異なる者)が権利を主張した部分以外の土地については、売買契約書を締結しており、倉庫以外の部分については、対価も受領しているのであるから、市が土地の引渡し義務の不履行責任を問われる可能性がある。	平成27年1月5日付けで所有権移転登記が完了した。
3	中区総務・地域振興課	元御成町公園用地	当該案件のように、解決にあたって長期間を要すると考えられる事項については、解決するまで過去の状況等は不明とならないよう、相手方との議論内容等を適宜記録し、関連する証憑を全て保管する必要がある。	経過等状況が不明にならないよう、資料の整理保管及び相手方との協議内容を適宜記録するよう徹底した。

平成24年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成27年2月28日現在で改善措置を講じた事項

(意見事項)

番号	所管課	対象案件	意見の内容	措置内容
1	都市計画課	都市計画公園中島公園用地	<p>市が当該土地の活用方法を決め、土地開発公社から買戻す価格には、公社の借入金に係る支払利息が含まれるが、この支払利息は、ただ土地を保有しているだけで増加する費用である。平成17年度以降は毎年、当年度分の支払利息に対して市が利子補給を行っているとはいえ、平成24年度の支払利息は9,730千円となる見込みであり、開発公社からの買戻しを行うまでも、支払利息は発生し続けることとなる。</p> <p>公社が保有している土地は点在しており、活用方法の考案が難しい部分はあるが、事業化が遅れるほど、不必要的財政負担が膨らむことから、早急に何らかの行政サービスを検討・実施することが望まれる。</p>	公社保有地の一部について、平成27年1月から公社が地元住民を対象に自動車保管場所として有償で貸付を行っている。
2	中区総務・地域振興課	元御成町公園用地	売買契約時から既に30年が経っているが、隣接地所有者及び当時の倉庫の所有者がお互いに話し合いを行うことを拒絶して未だに結論が出ない状況である。しかし、このまま放置していれば、将来的にさらに関係者が増加し、これら市民間でトラブルの原因となる可能性もあることから、顧問弁護士と協議のうえ、所有権移転登記を依頼する書面の送付、応諾がない場合には、訴訟の提起など法的手続も含めて早急に問題を解決することが望まれる。	平成27年1月5日付けで所有権移転登記が完了した。
3	財産活用マネジメント推進課	公有資産活用マニュアル	<p>公有資産の活用は一義的には所管部署で検討すべきことであり、仮に、今後公有財産を一元管理し、ファシリティマネジメントを統括するような部署が創設されたとしても、公有資産の活用において、各所管部署の役割が変わることはない想定される。このような状況下では、各所管部署は公有資産の専門家ではないため、公有資産を活用するための情報として公有資産活用マニュアルは情報として有用であると考える。このマニュアルは、平成22年5月に作成されているが、それ以降は改訂されていない。また、ヒアリングした中ではマニュアルの存在を知らない市職員もあり、その認知を高めることも必要である。</p> <p>今後、マニュアル自体の内容や姿形は検討したとしても、各所管部署に対して、最新で、かつ豊富な事例をもとにした公有資産活用の情報を発信するという役割は継続的に果たしていくことが望ましい。</p>	公共施設等総合管理計画に先行し、その基本的方針を定めた「公共施設等マネジメントに関する基本的方針」を平成26年12月に策定し、平成26年度に新たに設けた公共施設等マネジメント推進本部等を通じ全庁へ周知した。

平成25年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成27年2月28日現在で改善措置を講じた事項

(意見事項)

番号	所管課	対象案件	意見の内容	措置内容						
1	人権推進課	人権施策補助金(人権啓発活動補助金)	<p>当該補助対象事業はイベントや講演の実施が多く、人件費が占める割合が大きい。個人に支払う謝金については税法の規定により一定割合の所得税を源泉徴収した上で支払うことが義務付けられているが、当該補助事業の対象団体は人格なき社団などの小規模な組織も多く、そのような法的知識があるとは限らない。</p> <p>各団体に通知されている注意事項に謝金等の源泉徴収義務の記載はなく、これまで特に指導も行っていなかったため、源泉徴収漏れの可能性が懸念される。源泉徴収漏れは謝金を受領した個人の所得税申告漏れに繋がる恐れもあり、法的に源泉徴収の義務があることを支給団体等に指導するとともに、必要に応じて、源泉所得税の納付書も確認することが望ましい。</p>	<p>平成26年度募集から「注意事項」の中に、個人に支払う謝金等については、所得税法及び復興財源確保法により一定割合の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収することが義務付けられていることを記載し、源泉徴収漏れにならないように注意を促すとともに、事業決定時等にも口頭で同様の注意喚起を行った。</p> <p>また、源泉所得税の納付書の確認についても、「注意事項」に記載した。</p>						
2	生活保護・自立支援課	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付に対する貸付原資積立事業補助金	<p>貸付に対する補助金の概要については、支給を行っている岡山県社会福祉協議会のホームページに掲載されている一方で、所管課ホームページにおいては生活保護の相談・受付を行う旨に留まっている。</p> <p>補助金行政の公正の確保と透明性の向上を図るべく、補助金の概要については所管課ホームページにおいても掲載することが望ましい。</p>	貸付け制度について、当課ホームページに掲載した						
3	保育・幼児教育課 (旧保育園・幼稚園課)	・私立保育園障害児保育運営費補助金 ・一時預かり事業補助金 ・時間延長保育事業補助金 ・休日保育事業補助金	<p>各補助金に関する補助対象経費について、各事業の補助対象経費の実績報告書の提出を受け、書面審査しているものの、実績報告書と収支決算書の関連性の検討や、交付規則において必要に応じて実施できるとされている実地調査はなされていない。</p> <p>しかし実際には、保育園全体の経費の一部を切り出して実績報告を受けている以上、切り出し方を含む経費の報告内容についての各保育園の考え方を確認し、その考え方方が補助金の趣旨に則しているかどうかをチェックする必要がある。</p> <p>また、補助金の不正受給を牽制するためにも、実地調査を実施し、帳簿の閲覧や領収書等のチェック、補助対象経費に物品等が含まれる場合は使用状況も含めた補助金支給対象の現物チェックなどを行うことが望ましい。</p>	<p>補助事業の実施内容について、対象経費の履行内容が担保されているか否か、補助事業者的一部に対して抽出実地調査をおこなうこととし、2園に対し実施した。</p> <p>対象経費については職員人件費の一部、光熱水費及び児童へのおやつ代の一部等であり、納品事実の現物確認をするに当たらない種類のものであることを確認したうえで、賃金台帳や菓子等の受払簿等の帳簿閲覧等の手法により対象経費支出の事実を確認した。</p> <p>また対象経費が他の給付事業、補助事業と重複する恐れのある内容については、対象経費計上の考え方についてヒアリングを行い、対象経費の明確化について指導を行った。</p>						
4	文化振興課	岡山市文学賞負担金	<p>市民の童話賞については応募総数を把握しているものの、目標値は設定されていない。この点、目標を設定し、達成に向けたPR活動を行うことで市民の童話賞の認知度が高まり、ひいては市民の文化意識の向上に貢献するものと考える。そのため、応募目標を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい。</p>	<p>市民の童話賞の認知度向上のため、平成27年度から選考委員にプロの作家を迎えることとしている。さらに、広報紙やパンフレット等で広く市民に周知するとともに、活発な営業活動を行うことにより、応募数の増を目指す。</p> <p><目標値></p> <table> <tr> <td>・26年度 一般の部 73件</td> <td>小・中学生の部 300件(実績)</td> </tr> <tr> <td>・27年度 150件</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>・28年度 150件</td> <td>300件</td> </tr> </table>	・26年度 一般の部 73件	小・中学生の部 300件(実績)	・27年度 150件	300件	・28年度 150件	300件
・26年度 一般の部 73件	小・中学生の部 300件(実績)									
・27年度 150件	300件									
・28年度 150件	300件									

岡教企第35号
平成27年4月24日

岡山市監査委員様

岡山市教育委員会

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・ 平成25年度包括外部監査 3項目

以上

平成25年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成27年2月28日現在で改善措置を講じた事項

(指摘事項)

番号	所管課	対象案件	指摘の内容	措置内容
1	保健体育課	岡山市小学校体育連盟助成金	<p>岡山市小学校体育連盟の収支決算報告書によると、次年度繰越金が平成23年度は265千円、平成24年度は384千円発生しているが、助成金額は毎期320千円と一定である。</p> <p>自主財源である程度助成対象の事業を実施できるのであれば、助成金の減額も視野に入れるべきである。</p>	<p>実地調査により、岡山市小学校体育連盟が行っている各事業について精査した。また、詳細な事業計画・予算案を立て、事業趣旨に沿った支出となるように指導した。今後も、事業報告を受ける際に領収書等の精査をし、補助金の適正な執行がなされるよう指導監督していく。</p>
2	保健体育課	岡山市中学校体育連盟助成金	<p>岡山市中学校体育連盟の収支決算報告書によると、次年度繰越金が平成23年度は734千円、平成24年度は245千円発生しているが、助成金額は毎期3,500千円と一定である。</p> <p>自主財源である程度助成対象の事業を実施できるのであれば、助成金の減額も視野に入れるべきである。</p>	<p>実地調査により、岡山市中学校体育連盟が行っている各事業について精査した。また、詳細な事業計画・予算案を立て、事業趣旨に沿った支出となるように指導した。今後も、事業報告を受ける際に領収書等の精査をし、補助金の適正な執行がなされるよう指導監督していく。</p>

平成25年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成27年2月28日現在で改善措置を講じた事項

(意見事項)

番号	所管課	対象案件	意見の内容	措置内容
1	保健体育課	・岡山市小学校体育連盟助成金 ・岡山市中学校体育連盟助成金 ・中学校体育大会岡山市選手派遣費助成金	<p>補助金の利用状況については地区によりばらつきがあり、全地区での活用には至っていない状況である。広報等のより一層の充実とともに、補助金制度の内容についても一定の工夫、改善が望まれるところである。</p> <p>具体的には、補助率が一律2分の1と定められているところを、イベント開催初期には、補助率の引き上げを実施し、スタート時の活用がより容易な制度とする等の方策が考えられる。積極的な活用促進という観点からの改善点について、具体的な検討を進めることが望ましい。</p>	<p>補助金交付団体に対して帳簿等の提出を求め、領収書や事業計画書等の閲覧、指導を行った。また、事業視察及び関係者への聞き取り等の実地調査を行い、事業に対する支出が適正に行われていることを確認した。今後も継続して、同様の措置を行っていく。</p>